

社会福祉士・国家試験対策用語集

障がい者福祉

- 解説文中の太字は国家試験で出題された箇所です。

アスペルガー症候群

〔Asperger syndrome〕

知的発達の遅れを伴わず、かつ、自閉症の特徴のうち言葉の発達の遅れを伴わないもの。広汎性発達障害に分類され症状が低年齢において発現するものについて、発達障害者支援法（2条1項）で発達障害の1つとされている。一方で、アメリカ精神医学会によって出版されている「精神障害の診断と統計マニュアル」（DSM）の最新版で2013年に出版された第5版では、アスペルガー症候群は削除され、自閉症スペクトラム障害に統合されている。

育成医療

身体に障害があり、そのままでは将来に障害が残るとみられる児童で、手術等の治療で確実に効果が期待できる者に医療を給付する制度。従来は児童福祉法に規定されていたが、2006（平成18）年の障害者自立支援法の施行に伴い、自立支援医療費の支給対象となった。原則としては現物給付であるが、困難と認められる場合には費用が支給される。

移動支援

障害者等が円滑に外出することができるように移動を支援する事業。障害者総合支援法に規定されており、市町村による地域生活支援事業として行われるサービス。

糸賀一雄

〔1914-1968〕

1940（昭和15）年滋賀県庁に奉職。1946（昭和21）年、戦後の混乱期の中で池田太郎、田村一二の要請を受け、知的障害児等の入所・教育・医療を行う「近江学園」を創設し、園長となる。1963（昭和

38）年重症心身障害児施設「びわこ学園」を創設。著書に『この子らを世の光に』（柏樹社、1965）、『福祉の思想』（日本放送出版協会、1967）がある。

医療型児童発達支援センター

2012（平成24）年の児童福祉法改正により新設された。旧体系の肢体不自由児通園施設からそのまま移行できるように人員基準等基本的な支援水準を維持している。個別支援計画に基づき、専門的な訓練（言語訓練等）を行う場合には、専門職（言語聴覚士等）の配置を必要とし、基準上「その他、必要な職員」として規定している。

医療型障害児入所施設

2012（平成24）年の児童福祉法改正により新設された。旧体系の第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行が想定されている。障害ごとの旧人員基準を踏襲し、これまで通り主たる対象の障害を中心に受け入れることができる。児童発達支援管理責任者を配置する。保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与および治療を行う。

医療給付制度

さまざまな公費負担医療制度の総称。公費負担の給付率が10割となっているもの（所得により一部負担の場合あり）もあり、たとえば、結核予防法の命令入所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の措置入所、生活保護法の医療扶助などがある。

インクルーシブ教育

障害を理由に一般教育制度から排除されず、個人の必要に応じて合理的配慮が行われること。また、学業面および社会性の発達を最大に発揮する環境にお

いて、個別化された支援が提供されること。2006（平成18）年の国連障害者の権利条約（24条1項）に記載され、日本の障害者基本法16条では「共に教育を受けられるよう配慮」するとされている。

インテグレーション

[integration]

障害をもった人々を地域社会に受け入れ、障害をもつ者もそうでない者もともに参加・協力し、地域の中で生活できるよう支援していくこと。

上田 敏

[1932-]

日本の医学者（リハビリテーション医学）。1986（昭和61）年～1987（昭和62）年日本リハビリテーション医学会会長。1997（平成9）年～1999（平成11）年国際リハビリテーション医学会会長。著書に『リハビリテーションを考える』（青木書店、1983）がある。

ヴォルフエンズパーガー

[Wolfensberger, Wolf 1934-2011]

ドイツ生まれ。1950年、アメリカへ移住。知的障害の分野で、ノーマライゼーション論を展開し、臨床家・研究者・教員・行政官として活躍。

エド・ロバーツ

[Roberts, Edward V. 1939-1995]

1972年、カリフォルニア州パークリーで、世界で初めての障害者自立生活センター（CIL）を創設。1983年、世界障害問題研究所設立。自立生活運動のシンボリックな存在。

エンパワメント

問題を抱えるクライアントが有する潜在的な力を引き出すことによって、課題解決を図るよう支援すること。

学習障害（LD）

[learning disabilities]

知能に遅れはなく、感覚器官、運動機能、生育環境に障害がないにもかかわらず、聞く、話す、読む、

書く、計算する、推論するなどの能力のうち、特定のものの学習に困難をきたすこと。その原因として脳機能の障害が関連する可能性が示唆されている。

機会の均等化

「物理的環境、住宅と交通、社会サービスと保健サービス、教育や労働の機会、スポーツやレクリエーションの施設を含めた全ての人が利用できるようにしていくプロセス」のこと。1982（昭和57）年の国連「障害者に関する世界行動計画」10項に定義されている。

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関で、2012（平成24）年4月1日の障害者自立支援法改正の施行により設置された。市町村および市町村より委託を受けた一般相談支援事業（地域移行・定着支援担当）を行う者、その他厚生労働省令で定める者（特定相談支援事業者計画作成担当）が設置することができる。

協議会

地域における障害者福祉の関係者が連携して支援体制の整備・構築にむけて協議する会議のこと。2012（平成24）年4月から自立支援協議会として法定化されたが、障害者総合支援法では地域の実情に応じて名称を変更できるよう、協議会に改められた。

共同生活援助（グループホーム）

障害者総合支援法（5条15項）の訓練等給付の支給対象となる障害福祉サービスの1つ。2014（平成26）年4月から共同生活介護と一元化された。共同生活の援助を主とし、サービスの内容によって、介護サービスで包括型と外部サービス利用型に分けられる。

居宅介護（ホームヘルプサービス）

障害者総合支援法（5条2項）の介護給付費の支給対象となる障害福祉サービスの1つ。入浴、排せつまたは食事の介護等、居宅での生活全般にわたる援助サービスを行う。

呉 秀三

[1865-1832]

東京帝国大学医科大学教授（精神病学講座）。わが国における精神病学の創立者。『精神病患者私宅監置ノ実況及び其統計的觀察』（1918）の中で述べた「わが国十何万の精神病患者はこの病を受けたるの不幸のほか、この国に生まれたるの不幸を重ねるものというべし」という言葉は有名。

高機能自閉症

自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものこと。中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定されている。DSM-5においては、自閉症スペクトラム障害に統合されている。

高次脳機能障害

交通事故等の後天的な事故によって脳に損傷を受け、その後遺症として記憶障害や知的障害等をもつようになること。

高次脳機能障害支援モデル事業

高次脳機能障害者へのサービスを実施し、その提供のあり方に関する知見を集める事業。2001（平成13）年度から実施され、2006（平成18）年10月からは都道府県が行う地域生活支援事業に位置づけられた。

行動援護

障害者総合支援法（5条5項）の障害福祉サービス（介護給付）の1つ。知的・精神障害により行動上著しい困難のあるものを対象に、行動の際に生じうる危険回避のための援護および外出時の移動支援を行う。

広汎性発達障害

発達障害者支援法で発達障害の1つとされており、全般的で不均一な遅れを分類したもののこと。現在は、DSM-5の影響から、自閉症スペクトラム障害とほぼ同一視されている。

合理的配慮

社会的障壁を取り除くために、その場や状況に応じて合理的になされる配慮。1990（平成2）年の障害

をもつアメリカ人法を端緒とし、能力主義を前提とする社会において、障害者に対する必要な配慮は当然の社会的責務だとする考え方。現在では、障害者差別の禁止に関する具体的な政策の文脈でよく用いられる。

国際障害者年

「障害者の社会への完全参加と平等」の実現を目指して各国が行動する年。1976（昭和51）年の第31回国連総会で、1981（昭和56）年を国際障害者年とすることが決議された。

国際障害者年行動計画

1979（昭和54）年の国連総会で決議された行動計画。「ある社会がその構成員のいくらかの人々を閉め出すような場合、それは弱くもろい社会」「障害者は、その社会の他の異なったニーズを持つ特別な集団と考えられるべきではなく、その通常的人間的なニーズを満たすのに特別な困難を持つ普通の市民」とされた。

国際障害者年日本推進協議会

1980（昭和55）年4月に国際障害者年（1981年）の成功にむけて、障害当事者（本人、家族）、施設関係者、専門職、研究者等が設立した団体。その後、「日本障害者協議会（JD）」へと名称変更した。

国際障害分類（ICIDH）

[International Classification of Impairments, Disabilities, and Handicaps]

1980（昭和55）年に世界保健機関（WHO）が発表した障害の分類。病気やけがが顕在化したものを「機能障害（インペアメント）」、実際の生活の中で活動の制約を「能力障害（ディスアビリティ）」、そのために社会的役割が果たせなくなることを「社会的不利（ハンディキャップ）」とし、3つのレベルに分類。

国際生活機能分類（ICF）

[International Classification of Functioning, Disability and Health]

国際障害分類（ICIDH）を2001（平成13）年に改定したもの。「心身機能・身体構造」「活動」「参

加」の否定的な側面を「機能障害（機能・形態障害）」「活動制約」「参加制限」とし、その総称を「障害」という言葉で整理。加齢や妊娠も含めた広い意味の「健康状態」について概念的枠組みを整理。「環境因子」や「個人因子」等の「背景因子」も構成要素に加え、環境と人間が双方向に影響しあうモデル。

国際リハビリテーション協会（リハビリテーション・インターナショナル）

[RI: Rehabilitation International]

障害者問題において国際的に活躍する国連の NGO（非政府組織）。1922（大正 11）年に国際肢体不自由児福祉協会として設立、国際障害者リハビリテーション協会を経て、1959（昭和 34）年に現在の名称になった。1986（昭和 61）年に社会リハビリテーションを「社会生活力を高めることを目的としたプロセス」と定義。

国民健康保険団体連合会

国民健康保険法 83 条に規定され、国民健康保険事業および介護保険事業の普及、健全な運営および発展を図り、社会保障および国民保険の向上に寄与することを目的とした団体。都道府県の認可によって成立し、現在、すべての都道府県に設立されている。その業務内容については分野によって違いがあり、障害者の制度では、市町村から委託を受けて介護給付費等の支払業務を行うことに特化している一方で、高齢者の介護保険制度では、支払業務に加えて請求内容の審査や相談・指導・助言に関する業務も行っている。

国民年金の免除・猶予制度

低所得などによって、国民年金保険料の納付が困難であることを前提に、保険料の全額、あるいは一部を免除・猶予する制度である。免除制度には、法定免除（一定の障害を持つ、生活保護の受給など）と申請免除（低所得）があり、猶予制度には、学生納付特例（一定所得以下の学生）と若年者納付猶予（一定所得以下の 20 歳代の者）がある。

国連・障害者の 10 年

「障害者差別の完全撤廃」と「障害者福祉・リハビ

リテーションの完全実施」の実行のために定めたもの。1983（昭和 58）年から 1992（平成 4）年。1982（昭和 57）年に国連が「障害者に関する世界行動計画」を決議した際に定めた。

個別支援計画

障害福祉サービスを提供する指定事業者が、利用者ごとに個別に立てる支援計画の総称。サービス管理責任者とサービス提供責任者がその作成の責を担う。

サービス管理責任者

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として、厚生労働大臣が定める者をサービス管理責任者という。サービスの質を確保することを目的として、所定の障害福祉サービスに係る指定事業所に配置される。指定訪問介護事業所に配置されるサービス提供責任者とは区別される。

サービス等利用計画

障害者総合支援法における障害福祉サービスと地域相談支援の利用を希望する障害者に対して指定特定相談支援事業者が作成する総合的な計画。ただし、障害児通所支援を希望する障害児の場合、障害児通所支援が児童福祉法に規定されているため、計画相談支援も児童福祉法に規定された障害児相談支援事業として行われ、そこで作成される計画は障害児支援利用計画という。

サラマンカ声明と行動大綱

「全ての者の教育」という標語のもとに、特別ニーズ教育とインクルージョンという新しい考え方を示した声明。「特別なニーズ教育に関する世界大会」（1994 年）で採択。

支援費制度

2003（平成 15）年 4 月、それまで措置制度に基づいて提供されてきた福祉サービスの一部を契約に基づく提供へと移行した制度。障害者の自己決定の尊重や利用者本位のサービス提供に基本が置かれ、特にホームヘルプサービスやガイドヘルプサービスといった訪問系サービスの利用者が急増。財政的な裏づけの不十分さや精神障害者が対象とされていない

等の課題によって制度維持が困難となり、2006（平成18）年4月からは障害者自立支援法が施行された。

四肢および体幹機能障害

脊髄損傷や頸椎損傷の後遺症等による体幹（頸部、胸部、腹部および腰部）の機能障害のこと。体位の保持等に困難を生じる。体幹のみならず四肢にも何らかの障害が及んでいる場合が多い。

施設入所支援

障害者総合支援法による自立支援給付のうちの介護給付の1つ。施設に入所する障害者に、夜間などにおける入浴や排せつ、および食事の介護などを提供すること。

市町村障害者社会参加促進事業

市町村においてノーマライゼーションを実現し、障害者の社会参加を促進する事業。事業の実施主体の市町村は、基本事業として①コミュニケーション支援（2事業）、②情報支援（1事業）、③移動支援（2事業）、④生活支援（1事業）、⑤スポーツ振興支援（2事業）、⑥福祉機器リサイクル（1事業）、⑦知的障害者支援（2事業）、⑧精神障害者支援（3事業）の計14事業についておおむね1/2以上の事業を選択し、実施する。

市町村地域生活支援事業

地域生活支援事業における市町村の役割。相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター機能強化事業が必須事業。

指定一般相談支援事業者

申請によって都道府県知事や指定都市・中核市長より指定を受け、地域移行支援と地域定着支援による地域相談支援と基本相談支援を行う。

指定障害福祉サービス事業者

指定障害福祉サービス事業を行おうとする者であり、障害者総合支援法の規定に基づき、行おうとするサービスの種別と事業所ごとに各都道府県知事の指定を受ける必要がある。指定は、「障害者自立支

援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に基づいて行われ、基準を満たさない場合、指定の更新は受けられない。

指定特定相談支援事業者

申請によって市町村長より指定を受け、サービス利用計画作成、サービス事業者などとの連絡調整などの計画相談支援と基本相談支援を行う。

児童デイサービス

障害者自立支援法に基づき、療育の観点から個別療育、集団療育を行う必要が認められる児童が、日常生活における基本的な動作の指導および集団生活への適応訓練等を行う障害福祉サービスの1つ。2012（平成24）年からは、児童福祉法に基づく児童発達支援と放課後等デイサービスに分割された。

児童発達支援

身近な地域の障害児支援の専門施設（事業）として、通所利用の障害児だけでなく、地域の障害児・その家族や、保育所等の施設に通う障害児など、地域支援に対応する。対象児童は、身体障害・知的障害児または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）。手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象とする。

児童発達支援事業

児童発達支援センター以外で児童発達支援を行う事業をいう。児童発達支援センターよりも基準が緩く実施事業所が拡大している。

CBR（地域に根ざしたリハビリテーション）

〔Community Based Rehabilitation〕
地域の資源を活用して障害者のニーズに合わせたりリハビリテーション・サービスを提供する方式のこと。1980年代初期にWHOによって開発され、1994年にはILO、UNESCO、WHOによって「CBRは、障害をもつすべての子どもおよび大人のリハビリテーション、機会均等化および社会統合に向けたコミュニティ開発における戦略の1つである」と定義された。

自閉症

[autism]

発達障害支援法に規定されている広汎性発達障害の1つ。基本的特徴は、対人関係を形成維持することへの困難さを中心とする社会性の問題、言語発達の遅れなどのコミュニケーションの問題、こだわり、の3つにまとめられる。ただし、2013（平成25）年以降は、DSM-5によって社会的コミュニケーションの問題、こだわりの2つに基本的特徴がまとめられた自閉症スペクトラム障害が一般化しつつある。

自閉症児親の会

1967（昭和42）年に東京親の会他5つの親の会が全国協議会を結成した組織。1993（平成元）年に全都道府県に支部をもつ社団法人日本自閉症協会となった。現在は自閉症児者に対する援護・育成および社会的な理解を深めるために活動している。

社会生活力

[SFA: social functioning ability]

障害者自身が、社会に現存するサービスを活用して自らのニーズを満たし、社会参加を達成する能力。サービスの利用の際に介助者の支援を受けたり、組織的に社会環境へ働きかけたりすることも含まれる。

社会的障壁

社会モデルの考え方を踏まえ、障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行その他一切のもの。障害者基本法（平成23年改正）にその規定があり、現在では、障害者への差別をなくすことは、社会的障壁を除去することと捉えられている。

社会福祉基礎構造改革

急速な少子高齢化、核家族化の進展、障害者の自立と社会参加の進展などによる社会福祉へのニーズ拡大、多様化に対応した社会福祉の共通基盤の見直し。福祉サービスの提供が契約制度に変更、民間営利企業の参入、費用負担を応能負担から応益負担へ変更、権利擁護制度を導入するなど、21世紀の社

会福祉の制度を利用者本位の視点で整備していくことを目的として、福祉サービス利用者と提供者の対等な関係を確立し、国民の福祉需要に応え、社会福祉法人や社会福祉事業を充実させ活性化させるための改革。

社会モデル

障害を個人の問題とする医学モデルに対し、障害を社会によって能力を発揮できなくさせられることと考える見方。

社会リハビリテーション

リハビリテーションの一分野で、障害者が生活者として主体性を発揮し、地域の社会資源を活用することにより社会参加を果たせるよう、社会生活力の習得を援助する過程。

重症心身障害児

重度の知的障害と、重度の肢体不自由が重複した児童のこと。分娩障害、低出生体重児、脳炎、感染症、ダウン症、事故などの原因による。

重症心身障害児施設

重度の知的障害および重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療および日常生活の指導をすることを目的とした児童福祉施設の種類。2012（平成24）年の児童福祉法改正により、障害児入所支援（医療型障害児入所施設）に移行となった。

重度障害児

特別児童扶養手当法の規定する、重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする20歳未満の障害児のこと。障害児福祉手当の支給を受ける。

重度障害児・者日常生活用具給付等事業

在宅重度障害児者の日常生活の便宜を図ることを目的とし、浴槽、訓練用ベッド等の日常生活用具を給付または貸与する事業。実施主体は特別区を含む市町村。障害の程度、年齢により、給付等の要件が異なる。

じゅうどしょうがいしやとうほうかつしえん 重度障害者等包括支援

障害者総合支援法が規定する障害福祉サービス（介護給付）の1つ。重度の障害者が地域生活を送るうえで必要な複数のサービスを柔軟に組み合わせて利用することができるよう、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供する。

じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護

障害者総合支援法が規定する障害福祉サービス（介護給付）の1つ。常時介護を要する重度の肢体不自由者に、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護や、移動の介護を総合的に提供する。

じゅうろういこうしえんじぎょう 就労移行支援事業

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス（訓練等給付）の1つ。一般企業等への就労を希望する65歳未満の障害者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練や職場探し、就労後の職場定着のための支援などを行う。

じゅうろうけいぞくしえんじぎょう 就労継続支援事業（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）

障害者総合支援法に規定される障害福祉サービス（訓練等給付）の1つ。通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通して、その知識および能力の向上のために必要な訓練を行う。A型は雇用契約に基づき、施設内で就労の機会を提供しながら一般就労のための知識や能力の向上をはかり、B型は雇用契約は結ばないものの施設内で就労の機会や生産活動を提供しながら行う。利用期限は定められていない。また利用に際しては障害支援区分の判定を受ける必要はない。

しゅだんてきにちじょうせいかつどうさ 手段的日常生活動作（IADL）

[Instrumental Activities of Daily Living]

電話、洗濯、買い物、交通機関の利用といった、ADLよりも高い生活動作能力を判断する尺度。ADLと併用して利用者の状態をより広く理解することが望ましい。

じゅうわつうやくしぎょう 手話通訳事業

身体障害者福祉法に規定され、聴覚障害者等につ

き、手話および要約筆記等の方法により聴覚障害者等とその他の者の意思疎通を仲介するサービスを提供する事業。第二種社会福祉事業に位置づけられる。

しょうがいきそねんきん 障害基礎年金の給付額

障害の程度に応じて1級と2級があり、1級の方が障害が重いために、年金額は2級の1.25倍になる。

しょうがいきそねんきん 障害基礎年金の支給条件

国民年金に加入中に初診日がある病気・けがが原因で障害等級の1級または2級の障害者になったときに支給される国民年金。60歳以上65歳未満で日本に住んでいれば、加入をやめた後の病気・けがによるものでも受けられる。ただし、加入期間のうち1/3以上滞納がないか、初診日のある傷病による障害の場合は直近の1年間に保険料の滞納がないことが条件となる。なお、20歳前に初診日がある場合は、20歳に達した日またはその後に障害認定日が到来するときはその日において障害があれば障害基礎年金が支給される。ただし、この場合、所得に応じて減額や支給停止があり得る。

しょうがいしえんくぶん 障害支援区分

障害者総合支援法の介護給付における障害福祉サービスの必要性を明らかにするために、障害者の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。知的・身体・精神の3障害共通であり、非該当、区分1～6からなる。障害程度区分から改められた区分。

しょうがいじしや 障害児（者）地域療育等支援事業

在宅の重症心身障害児者、知的障害児者、身体障害児者を対象に、身近な地域における療育機能の充実を図り、都道府県域の療育機能との重層的な連携を図る事業。1996（平成8）年度より国庫補助事業として実施、2003（平成15）年度に一般財源化された。

しょうがいじつうしよしえん 障害児通所支援

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援を指す。

障害児入所支援

福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を指す。重度・重複障害や被虐待児への対応のほか、自立（地域生活移行）支援の充実を図る。対象児は身体障害・知的障害児または精神に障害のある児童（発達障害児を含む）。手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師などにより療育の必要性が認められた児童も対象とする。引き続き入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳まで利用することができる。

障害児福祉手当

特別児童扶養手当法に基づき、20歳未満の精神または身体の重度障害児に対して支給される手当。ただし、障害を支給事由とする給付（特別児童扶養手当を除く）を受けることができる者および肢体不自由児施設等に入所している者は対象外。

障害者インターナショナル (DPI)

[Disabled People's International]

1981（昭和56）年、障害の種別を超え設立された障害者全般の国際的当事者団体。障害者運動の国際的な広がりにも多大な影響を与えた。世界本部はカナダのウィニペグ。加盟団体は世界150か国以上。

障害者基本計画

障害者基本法に基づき、政府が策定する障害者のための施策に関する基本的な計画。都道府県は、障害者基本法を基本とし、市町村は障害者基本計画と都道府県障害者計画を基本として、それぞれ都道府県障害者計画、市町村障害者計画の策定義務を負う。

障害者基本法

1993（平成5）年12月に「心神障害者対策基本法」が一部改正され「障害者基本法」になり、「完全参加と平等」を目指すことが明らかにされた。わが国における障害者のための施策に関する基本的事項を定めたもの。2004（平成16）年に一部を改正する法律が公布され、差別の禁止等が基本理念として明記された。2010（平成22）年にも改正され、ノーライゼーション理念がより強調されている。2011（平成23）年8月の改正では障害者の定義に社会

モデルが採用され、「障害および社会的障壁により継続的に日常生活、社会生活に相当の制限を受ける状態にあるもの」とされた。

障害者虐待防止法（障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）

障害者に対する虐待の禁止、障害者虐待の予防および早期発見その他の障害者虐待の防止等に関する国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護および自立支援のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による障害者虐待の防止に資する支援のための措置等を定め、障害者の権利擁護に資することを目的として制定された法律。2011（平成23）年6月24日公布、2012（平成24）年10月1日施行。

障害者ケアマネジメント

当事者の意向を踏まえて、さまざまな地域の社会資源とニーズを適切に調整し、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。

障害者更生センター

身体障害者福祉センターの1つ。障害者更生センターは広域的利用施設として設置され、障害者とその家族が宿泊、休養できる。

障害者雇用促進法（障害者の雇用の促進等に関する法律）

障害者の雇用の促進、職業リハビリテーション、障害者の職業生活における自立の促進等の措置を総合的に講じ、障害者の職業の安定を図ることが目的の法律。1987（昭和62）年、身体障害者雇用促進法から名称変更され、知的障害者・精神障害者を含むすべての障害者を対象とした。職業リハビリテーションの推進や雇用納付金を伴う雇用率制度など、障害者の雇用義務等に関する規定が含まれる。

障害者雇用納付金制度

法定雇用障害者数に足りない障害者の数に応じて、納付金を徴収する制度。2015（平成27）年4月から常用雇用労働者数が100人を超える事業主に申告が義務づけられている。また、短時間労働者も申告

の対象となっている。

障害者雇用率制度

障害者雇用促進法に基づいて、事業主に対し、従業員の一定比率以上の障害者雇用を義務づけ、障害者の雇用を促進する制度。法定雇用率は2013（平成25）年4月1日から一般の民間企業は2.0%、特殊法人は2.3%、国・地方公共団体は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%となっている。精神障害者については雇用義務の対象ではないが、2006（平成18）年4月より障害者数に算入できることとなった。さらに2010（平成22）年7月から、算定において短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満）を0.5人としてカウントすることとなった。

障害者支援施設

障害者総合支援法が規定する障害福祉サービス（介護給付）の1つ。都道府県知事の指定を受けて、施設入所支援を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、および就労移行支援）を行う。

障害者週間

障害者基本法（9条）で、「国民の間に広く障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進する」ために定めた週間。毎年12月3日から12月9日まで。国および地方公共団体には、その趣旨にふさわしい事業を実施する努力義務がある。

障害者就業・生活支援センター

障害者雇用促進法を根拠法とし、障害者の身近な地域において職業生活における自立を図ることを目的とする。就業面での支援を行う就業支援担当者、生活面での支援を行う生活支援担当者が配置されている。社会福祉法人、特定非営利活動法人、民法34条の法人等が、都道府県知事の指定を受け、就職を希望する障害者、あるいは在職中の障害者が抱える課題に応じる業務を行う。

障害者職業センター

障害者雇用促進法を根拠とし、障害者の職業生活における自立を促進することを目的に設置された専門機関。職業リハビリテーションに関する調査・研究等を行う障害者職業総合センター、広範囲の地域で障害者に対する職業評価、職業指導および職業講習などの支援を行う広域障害者職業センター、都道府県の区域内で支援を行う地域障害者職業センターがある。

障害者職業能力開発校

職業能力開発促進法に規定される施設。他の公共職業能力開発施設において職業訓練を受けることが困難な身体または精神に障害がある者などに対して、その能力に合致した普通職業訓練または高度職業訓練を行う。

障害者自立支援法

2005（平成17）年10月に成立し、2006（平成18）年4月（一部は10月）に施行された。年齢や障害種別ごとに体系化されてきた従来の施設・事業の再編および障害者施策の一元化、市町村を中心とする障害者福祉サービスの提供体制の整備、ケアマネジメントの導入、利用者負担原則の確立等、障害福祉施策の抜本的な改革が行われた。

障がい者制度改革推進会議

2009（平成21）年に、障害者権利条約の批准に向けた国内法の整備にむけて内閣府に設置された。当事者委員が半数以上を占め、障害者基本法の改正などの案件が検討された。

障害者総合支援法（障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律）

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するため、障害者自立支援法を改正し、障害者総合支援法が成立した。2012（平成24）年6月27日公布、2013（平成25）年4月1日施行（一部は平成26年4月1日施行）。障害者の範囲に難病等を加え、障害程度区分が障害支援区分と改められた。

障害者に関する世界行動計画

1981（昭和56）年の国際障害者年の成果を継続・

発展させるため、1982（昭和57）年の第37回国際連合総会で採択されたもの。加盟国に、障害の予防とリハビリテーション、ならびに障害者の社会生活と社会の発展への完全参加と平等を実現するための効果的な対策を推進することを要請。

障害者の権利宣言

1975（昭和50）年、第30回国連総会で採択された宣言。人間としての尊厳、市民権および政治的参加権、医学的・教育的・社会的リハビリテーションを受ける権利、経済的・社会的保障を受ける権利、社会的活動・創造的活動・レクリエーション活動への参加権、差別・侮辱・搾取等の不当な取り扱いからの保護、人格や財産の保護等13項目で構成。

障害者の権利に関する条約

2001（平成13）年、第56回国連総会でメキシコが提案した「障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約」決議案の採択後、アドホック委員会等で検討され、2006（平成18）年12月、第61回国連総会本会議で採択。障害者が人権および基本的自由を完全かつ平等に享受することを促進、保護、保障し、障害者の生まれながらの尊厳の尊重を促進。日本は2014（平成26）年1月に批准した。

障害者プラン（ノーマライゼーション7か年戦略）

1995（平成7）年、リハビリテーションとノーマライゼーションを基本理念とし、障害者対策推進本部によって策定された計画。1996（平成8）年度から2002（平成14）年度の7か年の計画期間における、数値目標等の具体的な施策目標を明記した。障害のある人々が社会の構成員として地域の中でともに生活を送れることを目標としている。

障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）

国、独立行政法人および地方公共団体等が物品等を調達する際、優先的に障害者就労施設などから調達するよう努めることで、就労する障害者の自立促進に資することを目的とした法律。2012（平成24）年6月27日公布、2013（平成25）年4月1日施行。

障害をもつアメリカ人法（ADA）

〔Americans with Disabilities Act of 1990〕

1990年に制定された、障害による差別を具体的に禁止した世界で最初の法律。この法の中核となる考え方は合理的配慮と呼ばれる。これは、1972年の公民権法改正や1973年のリハビリテーション法に明記された合理的配慮を引き継いだものである。ADAの影響を受け、その後、ヨーロッパを中心に各国で障害者差別を禁止する法が成立した。

小規模作業所

共同作業所、小規模授産所、福祉作業所等の名称で運営されていた。成人期障害者の施策や制度の不足を背景に、家族、当事者、関係者を中心に設置運動が展開。1980年代から全国各地で急増。障害者自立支援法の施行以降、生活介護、就労移行支援、就労継続支援、地域活動支援センター等への事業移行が推進されることとなった。

情緒障害児短期治療施設

児童福祉法に規定された児童福祉施設の1つ。軽度の情緒障害を有する児童を、短期間入所させ、または保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。都道府県は入所を措置するほか、満20歳に達するまで延長する措置をとることができる。

職業カウンセラー

職業リハビリテーションサービスを提供する専門職。障害者の職業能力を把握したうえで職業リハビリテーション計画を策定し、職業への適応性を高め、適切な職業選択が行えるように相談等を実施する。障害者雇用促進法に基づき、障害者職業センターに配置される。

職業能力開発促進法

職業に必要な労働能力の開発や向上に関する法律。職業能力開発校は、この法律に基づき設置、運営されている。主に職業能力開発の実施目標、施策の基本、職業訓練、職業能力検定などについて規定している。

職場適応援助者 (ジョブコーチ)

[job coach]

障害者が職場に適応するための直接援助を行う者。障害者および事業主に対して、雇用の前後を通じて障害特性を踏まえた専門的な援助を行う。わが国では、地域障害者職業センターに所属する配置型ジョブコーチ、社会福祉法人などに所属する第1号ジョブコーチ、事業主が自ら雇用する障害者のために配置する第2号ジョブコーチがある。

自立訓練 (機能訓練・生活訓練)

障害者総合支援法に規定されている障害福祉サービスの1つ。障害者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。身体障害者を対象とする機能訓練と、知的障害者および精神障害者を対象とする生活訓練からなる。

自立支援医療

障害者総合支援法5条22項・52条以下に規定された医療費の公的支給制度。身体に障害のある児童に対する育成医療、身体障害者に対する更生医療、および精神障害者に対する精神通院医療の3種類からなる。障害にかかわる公費負担医療制度間での負担の不均衡を解消し、医療費の多寡と所得の多寡に応じた、公平な負担を求めるもの。

自立生活運動 (IL運動)

[independent living movement]

1960年代、カリフォルニア大学バークレイ校の重度の障害学生が、他の学生と同じような大学生活の保障を求めて展開し、全米にひろがった運動。障害者が全面的な介助を受けていても、自己決定と選択が最大限に尊重されていれば人格的には自立しているとする「自己決定の自立」を主張。

自立生活センター (CIL)

[Center for Independent Living]

自立生活運動 (IL運動) の進展のなか、その拠点として全米各地に設立されたセンター。障害者自身が運営し、障害者の自立生活を支援するサービスを提供する組織。ピアカウンセリングを重視し、自立生活プログラムを提供するとともに、障害者の権利

擁護活動を展開する。

新障害者プラン (重点施策実施5か年計画)

2002 (平成14) 年に策定された障害者基本計画の前期5年間において、重点的に実施する施策やその達成目標、計画の推進方策を定めたプラン。具体的には、活動し参加する力の向上のための施策、地域基盤の整備、精神障害者施策の充実、雇用・就業の確保などの項目に基づき、達成目標を掲げている。

身体障害者更生施設

リハビリテーションや職業訓練を行う施設。肢体不自由児者更生施設、視覚障害者更生施設、聴覚・言語障害者更生施設等が身体障害者福祉法により定められている。

身体障害者更生相談所

身体障害者福祉法11条に基づき、身体障害者の更生援護の利便のため、および市町村の援護の適切な実施を支援するために設けられる機関。都道府県には必ず設置し、身体障害者福祉司を配置しなければならない。政令指定都市は任意設置である。身体障害者の福祉に関して必要な相談、指導、判定業務などを行う。

身体障害者相談員

都道府県・指定都市・中核市の委託を受け、身体障害者について相談・援助を行う民間の協力者。身体障害者福祉法 (12条の3) に規定されている。相談はプライバシーにかかわることが多いため、守秘義務が規定されている。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に規定され、同法のサービス利用対象であることを確認するための証票。申請は原則として本人であり (本人が15歳未満の場合は保護者)、障害の程度を表す等級は1級から6級までである。

身体障害者等就業実態調査

統計法に基づく一般調査。調査は5年ごとに実施され、障害者雇用率算定等のための資料となる。身体障害者と知的障害者が調査対象。障害者の障害の種

類・程度および就業形態、職種等、就業にかかわる状況の把握を行う。

身体障害者福祉司

身体障害者福祉法 11 条の 2 に規定されている。身体障害者更生相談所には必置、市町村の福祉事務所には任意設置。身体障害者に関する専門的相談・指導にあたる。

身体障害者福祉センター

身体障害者福祉センターには A 型、B 型、障害者更生センターがあり、身体障害者福祉センター A 型は都道府県・指定都市単位に設置、身体障害者福祉センター B 型は地域の在宅の身体障害者数を勘案して設置。

身体障害者福祉法

1949（昭和 24）年に制定。身体障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、身体障害者を援助し、および必要に応じて保護し、もって身体障害者の福祉の増進を図ることを目的としている。また、身体障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとするのが明記されている。

身体障害者補助犬法

身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬であり、育成および身体障害者の自立と社会参加を促進することが期待されている。2002（平成 14）年 5 月施行。

ストレングスモデル（強み活用モデル）

[strengths model]

ラップ（Rapp, C. A.）とゴスチャ（Goscha, R. J.）のストレングスモデルの原則を特徴とし、利用者の病理や欠陥ではなく個人の強みに焦点を当てた援助展開のあり方を示している。

生活介護

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）の 1 つ。常時介護が必要な障害者を対象に、主に日中の障害者支援施設等で行われる入浴や排せつ、食

事の介護や創作的活動または生産活動の機会を提供。

生活の質（QOL）

[quality of life]

「生命の質」「生活の質」「人生の質」などと訳される。様々な生活場面を質的に捉える概念である。わが国では 1970 年代以降、「心の貧困」が指摘され「心の豊かさ」が強調されるようになり、福祉分野において QOL を重視する必要性が語られている。

生活のしづらさなどに関する調査

障害児者にかかわる福祉施策の推進に必要な基礎資料を得ることを目的とする身体障害児者調査と知的障害児者調査を統合し、さらに精神障害者も対象とした調査。2011（平成 23）年に行われ、在宅の障害児者の生活実態とニーズを把握することを目的とした。

精神科病院

精神疾患を治療の対象とする施設。施設によってはデイケアやグループホーム等も併設されており、入所、通所も含め、リハビリを行いながら治療をし、社会復帰を目指す。

精神障害者社会復帰促進センター

厚生労働大臣の指定を受け、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練および指導等に関する研究開発等を行うセンター。全国を通じて 1 個に限り厚生労働大臣が指定する。当初、「全国精神障害者家族会連合会（全家連）」が指定を受けていたが、2007 年 4 月から「全国精神障害者社会復帰施設協会（全精社協）」が事業を引き継ぎ、運営している。

精神障害者生活訓練施設（援護寮）

日常生活に適応できるよう低額な料金で居室等を利用させ、精神障害者の社会復帰の促進を図るための施設。入院治療は不要であるが、独立して日常生活を営むことが困難な精神障害者が対象。

精神障害者保健福祉手帳

精神障害をもつ者が、一定以上の障害にあることを都道府県知事が証明するもの。この手帳を所持することにより、税金の減額・免除をはじめとするさま

ざまな優遇制度が受けられる。平成7年の精神保健福祉法制定時に創設された。障害等級は1～3級。有効期間は2年（更新可）。申請の窓口は市町村となっており、申請は初診日から6か月以降、家族等の申請代行が認められている。

せいしん ほけんふくし 精神保健福祉センター

1965（昭和40）年の精神衛生法改正時に創設され、現在は精神保健福祉法によって設置が定められている。精神保健福祉に関する技術的側面における中核行政機関。設置主体は都道府県および政令指定都市。①精神保健福祉に関する知識の普及や研究調査、②複雑または困難な精神保健福祉相談および指導、③精神医療審査会の事務局、④精神障害者保健福祉手帳および自立支援医療費（精神医療分）の判定等の業務を行う。

せいしん ほけんふくし そうだんいん 精神保健福祉相談員

保健所および精神保健福祉センターに、精神障害者やその家族の相談に応じ、指導する役割として配置されている。都道府県知事等によって任命される。

せいしん ほけんふくし ほう せいしん ほけんおよ せいしんしやうがいしやふくし かん 精神保健福祉法（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律）

精神障害者の医療および保護を行い、障害者自立支援法と相まって、社会復帰の促進および自立と社会経済活動への参加の促進に必要な援助を行い、発症予防、その他国民の精神保健の向上を図ることを目的とした法律。

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう 成年後見制度利用支援事業

2001（平成13）年から実施された厚生労働省の事業で、2012（平成24）年から市町村地域生活支援事業の必須事業になる。利用対象者について成年後見等開始審判申立に要する費用および成年後見人等の報酬の一部または全部が助成される。

せいねんこうけんじん 成年後見人

精神上の障害で事理弁識能力を欠く常況にある者を保護する者（民法7～9・858・859条、複数でも法人でも可能）。本人、配偶者、4親等内の親族、検察官、市町村長、他の類型の法定後見人・監督人、任意後見受任者等の請求により、家庭裁判所の後見開

始の審判を経て、要保護者は成年被後見人となる。財産に関する法律行為は成年後見人がすべて代理し、法律行為も日常生活に関する行為以外は取消せる。現実の介護行為までは職務に含まれない。

せいかいじんけんせんげん 世界人権宣言

[Universal Declaration of Human Rights]

人権および自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したもの。1948年12月10日の第3回国連総会において採択。1950年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。

せかい ほけん きかん ダブリュー・エフ・オー 世界保健機関（WHO）

1948年発足の国際連合における専門機関の1つ。「全ての人々が可能な最高の健康水準に到達すること」を目的とする。参加各国から拠出される分担金により運営されるが、日本はアメリカに次ぐ多額の分担金を拠出するとともに、人材も提供している。

ぜんこくしたいふじゆうじやふぼ かいいんこうかい 全国肢体不自由児父母の会連合会

戦後各地で発足した肢体不自由児父母の会組織を結集した全国組織。1961（昭和36）年結成。

ぜんこくじゆうしんしんしやがいに しや まも かい 全国重症心身障害児（者）を守る会

1964（昭和39）年に発足した親の会が母体の団体。1966（昭和41）年に社会福祉法人格を取得。療育施設等を受託、施設対策と在宅対策の運動を進めながら、親の意識の啓発と連携を具体的活動内容としている。

ぜんこくなんちやうしや ちやうと しちやうしやだんたいれんこうかい 全国難聴者・中途失聴者団体連合会

全国の難聴者・中途失聴者に対する施策の充実普及、難聴者等に対する社会の理解を促進させるとともに、難聴者等のコミュニケーション手段等に関する調査研究を行い、障害者の社会的地位の向上と福祉の増進および社会参加の促進に寄与することが目的の団体。1989（平成元）年に現在の名称に変更、1991（平成3）年に社団法人化。

ぜんにほんて いくせいかいれんこうかい 全日本手をつなぐ育成会連合会

1952（昭和27）年に精神薄弱児育成会として発足、

1959（昭和34）年に社会福祉法人全日本精神薄弱児育成会、1995（平成7）年全国手をつなぐ育成会、2014（平成26）年社会福祉法人格を返上し、任意団体となって現在の名称となった。精神薄弱者福祉法（現・知的障害者福祉法）の成立に大きな役割を果たした。

ぜん に ほん 全日本ろうあ連盟

各都道府県のろう学校の卒業生を中心とした団体。1947（昭和22）年5月、群馬県の伊香保温泉に100人のろう者が集まり、発足。発足当時の会員は4,800名であった。1990（平成2）年には世界ろう者会議を日本で開催した。

そうだん し えんせんもんいん 相談支援専門員

指定相談支援事業者において、専ら指定相談支援提供の職務にあたる者として厚生労働大臣が認めた者を相談支援専門員という。計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援を行う。

しゃかいできほうせつ ソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）

[social inclusion]

すべての人々を、その属性（性別、年齢、身体的・精神的状況、宗教的・文化的背景、経済状況等）にかかわらず、孤立、孤独、排除、摩擦などから守り、社会の構成員として包み込み、支えあう理念をいう。なお、この理念は、日本社会福祉士会の倫理綱領（2005年）で、「社会に対する倫理責任」の1つとして唱えられている。

ソロモン

[Solomon, Barbara]

1976年に著書である『黒人のエンパワーメント』においてエンパワメント（empowerment）の概念をソーシャルワーク分野にはじめて導入した。エンパワメントを「ステイグマ化された集団に属していることで生じているパワーの欠如状態を減らすために、クライアントの活動にたずさわる過程」と定義。

だつしせつか 脱施設化

施設入所者をグループホームや自立生活、家族との生活を中心とした地域生活に移行する取り組みのこ

と。ノーマライゼーションの提唱や自立生活運動とともに展開。

たなかまさと 田中昌人

[1932-2005]

1967（昭和42）年第1回総会にて全国障害者問題研究会委員長に選出され、その後、1981（昭和56）年まで務める。「発達保障」という概念を軸として、障害児教育の指揮・研究に努めた。著書に『講座発達保障への道』（全国障害者問題研究会出版部、1974）、『人間発達の科学』（青木書店、1980）がある。

たんききゅうしよ 短期入所（ショートステイ）

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）の1つ。介護者の病気や介護疲れ等の理由によって自宅外での介護が短期的に必要な場合に、障害者支援施設、児童福祉施設その他に短期間の入所をさせ、必要な支援を行うサービス。

ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター

利用者（障害児者）に対して、地域で自立した日常生活または社会生活を送ることができるよう支援するものであり、通所により創作的活動や生産的活動の機会の提供や社会との交流促進を図る。

ちいきせいかつしえんじぎょう 地域生活支援事業

地域の利用者の状況に応じて、サービスを効果的・効率的に提供するための事業。障害者総合支援法77条以下で規定されている。都道府県が実施主体の都道府県地域生活支援事業と、市町村が実施主体の市町村地域生活支援事業がある。

ちてきせいかい 知的障害

1990年代までは精神薄弱と呼ばれていた。医学における精神遅滞とほぼ同義語。①平均以下の知的機能（IQ70以下）、②適応行動水準の低さ（年齢基準と比べて）、③18歳未満の発症、の3項目が満たされた場合を診断の基準とする。ただし、知的障害者福祉法にはその定義が明記されていない。

ちてきせいかいじ 知的障害児（者）基礎調査

在宅の知的障害児者のニーズ把握や知的障害児者施

策の推進を目的として、5年に1度実施している調査。

知的障害者／知的障害児

知的障害が認められる18歳以上の人が知的障害者であり、18歳未満の人が知的障害児である。

知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法12条に基づき、知的障害者の福祉に関する業務を行う機関。都道府県には必ず設置し、知的障害者福祉司を配置しなければならない。政令指定都市は任意設置である。18歳以上の知的障害者の医学的、心理学的および職能的判定・指導、相談のほか、市町村福祉事務所が知的障害に関して実施している各種相談の指導など、専門的・技術的支援を提供している。

知的障害者職親

知的障害者を事業経営者が一定期間（原則1年間）預かり、生活指導および技能習得訓練を行う知的障害者職親委託制度。知的障害者の雇用促進と職場における定着性を高めることが目的。職親になることを希望する者のうち、援護の実施機関が適当と認められた者を職親として登録する。福祉事務所長が職親に委託措置をとり、委託料が支給される。

知的障害者相談員

知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者またはその保護者の相談に応じ、知的障害者の更生のために必要な援助を行う民間の協力者であり、都道府県知事および指定都市、中核都市の市長から委託された者のこと。守秘義務が課せられている。

知的障害者の権利宣言

1971（昭和46）年に国連総会において宣言。教育、訓練、リハビリテーションおよび指導を受ける権利、有意義な職業に就く権利、資格を有する後見人を与えられる権利、搾取、乱用および虐待から保護される権利等がある。

知的障害者福祉法

知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護

を行うことで福祉を図ることが目的の法律。1960（昭和35）年に公布。1999（平成10）年に精神薄弱者福祉法により名称変更となった。「知的障害」ならびに「知的障害者」について法律上定義されていない。

注意欠陥／多動性障害（AD/HD）

〔Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder〕

課題の持続が難しく1つの活動に集中できず、気が散りやすい注意の障害とじっとしていなければならない状況でも過度に落ち着きがない多動を示す脳機能の障害のこと。発達障害者支援法（2条1項）で発達障害の1つとされている。DSM-5では、注意欠如・多動症／注意欠如・多動性障害と訳されている。

聴導犬

聴覚障害者のために、電話の呼び出し音等を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、および必要に応じ音源への誘導を行う犬。

聴導犬訓練事業

聴導犬の訓練を行うとともに、聴覚障害者に対し、聴導犬の利用に必要な訓練を行う事業。2002（平成14）年に身体障害者福祉法に事業として位置づけられ、第二種社会福祉事業となった。

同行援護

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）の1つ。視覚障害児者を対象とする行動支援である。以前は、市町村地域生活支援事業の移動支援によって行われていたが、2011（平成23）年10月1日から自立支援給付の対象となった。身体介護を伴わない場合、障害支援区分の認定は必要ない。

特定疾患／難病

特定疾患とは、難治性疾患克服研究事業で指定された130疾患（2015〔平成27〕年現在）を指す。脊椎小脳変性症、重症筋無力症、筋萎縮性側索硬化症、パーキンソン病、クローン病、ベーチェット病などがある。難病は、難病対策要綱において①原因不明、治療法が未確立であり、しかも後遺症を残す恐れがある、②慢性的経過をたどり、経済的問題た

けでなく介護等による家族の負担も大きい疾病、と定義されている。

とくていしょうがいしゃ たい とくべつしょうがいしゅうふきん しきょう かん 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律

国民年金任意加入対象で加入していなかった期間に初めて受診した傷病によって障害基礎年金1・2級に相当する状態にあり、障害基礎年金を受給していない者に特別障害給付金を支給するもの。財源は全額国庫負担とし、所得制限がある。

とくべつしんなんさうかいく 特別支援教育

障害のある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みのために、その一人ひとりの教育的ニーズに柔軟に対応し、生活や学習上の困難を改善または克服するための適切な指導および必要な支援を行うこと。2007（平成19）年施行の「学校教育法の一部を改正する法律」において制度化。

とくべつしどうふようてあてほう 特別児童扶養手当法

精神または身体に障害を有する児童の福祉の増進を図ることを目的に1964（昭和39）年に制定された法。特別児童扶養手当、児童福祉手当、特別障害者手当について規定。

とくべつしょうがいしゅうふきん 特別障害給付金

国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情に配慮して、障害基礎年金等を受給していない障害者に対する特別な福祉的措置として2005（平成17）年度に制定された。現在、障害基礎年金1、2級相当の障害に該当する者として認定を受けた者が対象となっている。

とくべつしょうがいしやてあて 特別障害者手当

20歳以上の在宅で生活する重度障害者（特別障害者）を対象に支給される手当。障害者の所得保障の一環として、「特別児童扶養手当法」に規定され、1986（昭和61）年から実施された。本人や扶養義務者の所得に応じて支給制限がある。

とどうふけんきいきせいかつしんじょう 都道府県地域生活支援事業

地域生活支援事業における都道府県の役割。専門性の高い相談支援事業、広域的な支援事業を必須と

し、サービス・相談支援者、指導者育成事業、その他の任意事業がある。地域の特性に合わせて柔軟に、また、効率的・効果的に実施することとされている。

ニイリエ

〔Nirje, Bengt 1924-2006〕

大学卒業後、アナキスト新聞の編集長、赤十字難民キャンプ（ハンガリー革命）、社会福祉担当官、脳性小児まひ者援護団体事務局長、知的障害児者連盟事務局長兼オンブズマン、県社会福祉部長を歴任。1985年「新援護法」制定に尽力。「ノーマライゼーションの育ての父」。彼が唱えたノーマライゼーション8つの原則は世界的に有名。

にじてきしょうがい 二次的障害

医学的な対応が求められる疾病および外傷に伴う一時的障害をもとに生じる障害のこと。運動を嫌がることによる廃用症候群や不適切な運動による誤用症候群等がある。また、一時的障害に対する不適切な治療などによって、新たな障害が付加された状態。

にちじくせいかつじりつしんじょう 日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等、判断能力が十分でない人の地域自立生活を支えるための事業。社会福祉法によって規定された福祉サービス利用援助事業の1つで、都道府県・指定都市社会福祉協議会によって運営される。2007（平成19）年4月より、「地域福祉権利擁護事業」の名称を変更し、「日常生活自立支援事業」となった。

にちじくせいかつどうき エーアール 日常生活動作（ADL）

〔activities of daily living〕

日常的に簡単に行える動作に関する能力判定尺度。移動、食事、入浴、衣服の着脱などで具体的な尺度とその内容を示す。

にほんしんたいふじゆうじょうかい 日本肢体不自由児協会

1948（昭和23）年発足。肢体不自由児が最も恵まれた環境にいられるよう、家族と社会の間になんて家族を支援し、社会を啓発する等の事業を行っている団体。早期の訓練と良い環境のために家族や社会の暖かい愛情と理解、適切な治療や訓練を支援する。

日本障害者協議会 (JD)

[Japan Council on Disability]

「国際障害者年日本推進協議会」を出発点とし、「国連・障害者の十年(1983～1992)」の終了を機に名称を「日本障害者協議会(JD)」に変更。障害問題の解決にむけて社会的に発言し、特に障害当事者の立場から障害者施策に関する総合的な調査・研究や提言の策定等を実施。

日本知的障害者福祉協会

知的障害者の福祉増進を図り、人間としての尊厳が守られ、豊かな人生を自己実現できるように支援する団体。1934(昭和9)年結成。知的障害施設の療育・援助活動についての指導、知的障害児者福祉に関する行政機関・団体との協力等を行っている。

日本盲人連合会

視覚障害者を主体とする団体により構成され、視覚障害者福祉の向上を目指し、組織的な活動を展開している団体。1948(昭和23)年結成。結成時から「盲人福祉法」の制定運動を展開し、翌年の身体障害者福祉法成立への推進力となった。

ノーマライゼーション

1960年代の北欧に由来する社会福祉の理念。社会的弱者が他の人々と等しく生活し活動することを望ましいとする考え方であり、デンマークでは、「知的障害者親の会」が施設生活の改善を要求し(1953年)、バンク-ミケルセンによりノーマライゼーションの理念を盛り込んだ「1959年法(精神遅滞者ケア法)」に結実した。

発達障害

発達障害者支援法において「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義された。

発達障害者支援センター

発達障害者およびその家族の相談対応や助言、専門的な発達支援および就労の支援、関係機関等に対し

発達障害についての情報提供および研修、関係機関等との連絡調整等、発達障害児者の支援を総合的に行う地域の拠点。

発達障害者支援法

発達障害者の心理機能の適正な発達および円滑な社会生活の促進のために生活全般にわたる支援によって福祉の増進を図ることを目的としている。2004(平成16)年公布、翌年4月施行。

発達保障の原則

環境や働きかけによってどんな子どもたちでも必ず発達するものであるという糸賀一雄の考え方を継承し、田中昌人が整理した原則。障害の有無によって最初からあきらめることなく、その個人なりの残存能力や成長の可能性を信じ、見出す姿勢が重要であるというもの。障害者教育に強い影響を与えた。

バリアフリー

一般的には建造物や道路等における高齢者や障害者等の利用に配慮された設計のことを指すが、福祉的には物理的なもののみならず、社会的・制度的側面、障害者等に対する無理解や偏見などの心理的側面を含めた、高齢者や障害者等が社会参加したときに障害となるすべてのものの除去を指す。1995(平成7)年の「障害者プラン～ノーマライゼーション7か年戦略～」、2002(平成14)年の「障害者基本計画」でバリアフリー社会の実現を目指す方向が示された。

バンク-ミケルセン

[Bank-Mikkelsen, Neils Erik 1919-1990]

第2次世界大戦中は、デンマークで反ナチスのレジスタンス活動を行い、投獄される。記者生活を経て、社会省に入省。障害者福祉担当となる。「ノーマライゼーションの生みの父」。

ピアカウンセリング

[peer counseling]

職場や学校などで仲間同士で行うカウンセリングのこと。ピアとは「仲間」を意味し、クライアントにより近くにいる人間がピアカウンセリングを行うことで気やすく話せる、話が通じやすい等の利点がある。

PCP (ひとを中心に据えた計画づくり)

[Person-Centered Planning]

アメリカを中心に展開・実践されており、ノーマライゼーションを概念として捉えるのではなく、地域で実際に展開していくための具体的な手法とする点が注目されている。本人の選択・興味・必要が優先される。

福祉型児童発達センター

2012(平成24)年の児童福祉法改正により新設された。旧体系の知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設からの移行が想定されている。日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する「児童発達支援」を行う。

福祉型障害児入所施設

2012(平成24)年の児童福祉法改正により新設された。旧体系の知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行が想定されている。各施設の従来の人員基準等を踏襲し、これまで通り主たる対象の障害を中心に受け入れることができる。児童発達支援管理責任者を配置する。

福祉ホーム

住居を必要としている人に低額な料金を居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行う施設のこと。障害者総合支援法の市町村地域生活支援事業の中の任意事業に位置づけられている。

福祉用具法(福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律)

福祉用具の開発および普及を促進し、産業技術の向上を目指すことを目的とする法律で、福祉用具研究開発への助成は、財団法人テクノエイド協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)が行っている。

保育所等訪問支援

障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のた

めの専門的な支援その他の便宜を供与する。①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)、②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法の指導等)がある。

放課後等デイサービス

障害のある学齢期児童に放課後や長期休暇中における生活能力の向上のための訓練等を継続的に提供するサービス。2012(平成24)年の児童福祉法の改正によってできた。

法定雇用率

障害者雇用促進法に基づき各民間企業、国・地方公共団体等が障害者を雇用しなければならない率のこと。2013(平成25)年4月1日から一般の民間企業は2.0%、特殊法人は2.3%、国・地方公共団体は2.3%、都道府県等の教育委員会は2.2%となった。

保護施設

生活保護法に基づいて、地域生活が困難と判断された人々、授産が必要とされた人々などに対して設置された施設である。5種類の施設がある。①救護施設(著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させる)、②更生施設(障害により養護および生活指導を必要とする要保護者を入所させる)、③医療保護施設(医療を必要とする要保護者に医療の給付を行う)、④授産施設(障害または世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労または技能の修得のために必要な機会および便宜を与えて、その自立を助長する)、⑤宿所提供施設(住居のない要保護者世帯に対して、住宅扶助を行う)がある。

補装具給付制度

補装具の給付に関する制度。かつては、児童福祉法、身体障害者福祉法によって現物給付されていたが、障害者自立支援法により、補装具の交付・修理または購入・修理費用の支給を合わせて、補装具費の支給となった。費用は原則1割負担。

メインストリーミング(主流化)

障害児の残された機能を最大限に生かし、障害のない同世代の仲間と可能な限り一緒に学び成長してい

くことが双方にとって大切であるとする考え方。主流化・本流化教育と訳され、主にアメリカで使用される。

もう じしせつ **盲ろうあ児施設**

盲児（強度の弱視児を含む）やろうあ児（強度の難聴児を含む）を入所させ保護するとともに、独立自活に必要な指導または援助をすることを目的とした児童福祉施設。2012（平成24）年の児童福祉法改正により、福祉型障害児入所施設に移行となった。

ユニバーサルデザイン

障害者のみならずすべての人に使いやすい物品や環境などのデザインのことを指す。アメリカのロン・メイス（R. L. Mace）によって提唱された。

よういく いりょう **養育医療**

母子保健法に基づく医療費助成制度。出生児体重が2000g以下の低体重児や未熟児、または周産期における重篤な合併症をもった乳児が主な対象となる。適用は指定医療機関に限られており、医療費の助成額は世帯の収入状況により異なる。

リハビリテーション

〔rehabilitation〕

傷病の後遺症の機能回復、障害児者や高齢者に対し、「全人間的復権」を目標にQOLを高めること。WHOにおいてリハビリテーションは、医学・職

業・教育・社会の4つに分類されている。援助方法にも分類があり、治療的援助・代償的援助・社会環境改善・心理的援助などがある。

りょういく しどう **療育指導**

心身に障害のある児童や疾病により長期療養の必要な児童等の診査を行い、療育の指導を行うこと（児童福祉法19条）。身体機能に障害をもつ、またはその恐れのある児童を早期に発見し、適切な治療上の指導を行い、または福祉の保障を講ずること。

りょういく てちよう **療育手帳**

1971（昭和46）年の厚生事務次官通知（1991〔平成3〕年に一部改正）を根拠とし、知的障害児者に対して一貫した指導・相談を行うことや各種の援護措置を円滑に実施するという目的で交付。申請は住所地の市町村長に行い、児童相談所または知的障害者更生相談所において知的障害であると判定された者に対して、都道府県知事および政令指定都市の市長が手帳を交付する。

りょうよくかいご **療養介護**

障害者総合支援法の障害福祉サービス（介護給付）の1つ。医療を要し常時介護を要する障害者に対し、病院等の施設での機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活上の支援のことを指す。